

# 「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定案について

令和 8 年 3 月  
国土交通省航空局安全部安全政策課

## 1. 概要

我が国では 2012 年に准定期運送用操縦士（以下「MPL」という。）が法制化された。2014 年には国内エアラインでその訓練を開始し、2017 年には副操縦士として各社で業務を開始している。また、最近では国内エアラインにてこれらの MPL 保有者の定期運送用操縦士（以下「ATPL」という。）技能証明の取得が開始されている。

当該 ATPL 取得者が今後エアライン内において一人機の教官等に任用される可能性もあることから、一人機を操縦するために必要な単発又は多発の等級を付与できるよう「操縦士実地試験実施細則」及び関連する通達を一部改正する。

また、型式限定を有する者であって、等級限定を有しない者について、操縦することができる航空機に関する条件等を技能証明書の備考欄に明記するため「技能証明書における備考欄の記載について」を新規制定する。

## 2. 改正の概要

(1) 「操縦士実地試験実施細則 自家用操縦士（1 人で操縦できる飛行機）」、「操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士（1 人で操縦できる飛行機）」、「操縦士実地試験実施細則 型式限定変更（飛行機）」及び「国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取り扱い」の一部改正

- ① 型式限定変更の実地試験について、等級限定を有していない定期運送用操縦士も受験ができるよう改正する。
- ② 限定変更実地試験の内容について、等級限定を有していない定期運送用操縦士への等級付与ができるよう改正する。
- ③ 外国証明を有する者が行う技能証明の等級限定変更について、等級限定を有していない定期運送用操縦士は実地試験の全部を行うよう改正する。

(2) 「技能証明書における備考欄の記載について」の発行

型式限定を有する者であって等級限定を有しない者について、操縦をすることができる航空機に関する条件等を明記する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 4 月下旬  
施 行：令和 8 年 5 月 1 日